

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等について（概要）

1 現行制度の概要

飼料添加物は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「法」という。）第2条第3項の規定により、飼料に添加、混和、浸潤その他の方法によって用いられる物で、農林水産大臣が農業資材審議会の意見を聴いて指定するものとされており、具体的には、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件（昭和51年7月24日農林省告示第750号。以下「告示」という。）において指定されている。

また、法第3条第1項の規定により、飼料添加物を含む飼料の使用等が原因となって有害畜産物が生産されること等を防止する見地から、農林水産大臣は農業資材審議会の意見を聴いて（同条第2項）飼料及び飼料添加物の成分規格等を定めることができるとされており、この成分規格等については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号。以下「省令」という。）において定められている。

2 改正の趣旨

今般、農業資材審議会に意見を聴いたところ、以下のとおり改正することは適当であるとの答申を得たことから、告示及び省令の一部を改正することとする。

- ・ L-メチオニンについて、新規飼料添加物として告示に指定するとともに、省令別表第2の8に成分規格等を設定する。また、省令別表第1の1の(5)にL-メチオニンをメチオニンと表示できる旨規定する。

3 施行期日

公布の日

飼料の公定規格の一部改正について（概要）

1 現行制度の概要

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、農林水産大臣は、飼料の栄養成分に関する品質の改善を図るため必要があると認めるときは、飼料の種類ごとに栄養成分量の最小量又は最大量その他栄養成分に関し必要な事項についての規格（以下「公定規格」という。）を定めるものとされており、飼料の公定規格（昭和51年7月24日農林省告示第756号）においてこれを定めている。また、製造業者等は、公定規格を定めるべきことを農林水産大臣に申し出ることができ（同条第2項）、農林水産大臣は、その申し出を受けた場合は、公定規格の設定又は改正について農業資材審議会に意見を聴くこととされている（同条第6項において準用する第3条第2項）。

現行の公定規格においては、飼料の公定規格の備考の3の別表第3において、配合飼料の原料の種類ごとに、可消化養分総量、代謝エネルギーの値等^{*}を定めているところである。

※可消化養分総量（TDN）：牛又は豚用飼料に含まれる栄養分の合計量のうち、牛又は豚の体内に吸収される栄養分の量が、当該合計量に占める割合

代謝エネルギー（ME）：鶏用飼料に含まれる熱量のうち、鶏の体内に吸収される熱量

2 改正の趣旨

今般、農業資材審議会に意見を聴いたところ、以下のとおり改正することは適当であるとの答申を得たことから、飼料の公定規格の一部を改正することとする。

- ・飼料の公定規格備考の3の別表第3において、別紙のとおり新たな配合飼料の原料（L-メチオニン、脂肪酸カルシウム等）を追加し、可消化養分総量、代謝エネルギーの値等を規定する。

3 施行期日 公布の日